

愛知県立岡崎高等学校いじめ防止基本方針

I いじめの防止についての基本的な考え方

(1) 基本認識

いじめは、人間として決して許されない行為であるという認識に立ち、被害生徒を徹底的に守るとともに、加害生徒に対しては、毅然とした態度で指導に当たる。

また、いじめは、誰でも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、教職員は、日頃から生徒との信頼関係を結ぶことで、いじめの兆候あるいはその訴えに早く気付けるようにする。そして、実際にいじめの兆候や事実を把握した際は、学校全体で組織的に指導に当たる。

さらに、互いが人間としての尊厳を認め合い、尊重し合える学校づくりに取り組み、生徒が将来にわたって他者を正當に認め社会的に円満で協調的な人間関係を築くことができるよう指導・支援する。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの（いじめ防止対策推進法第2条）とする。

この定義が、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。）のために定められたものであることに留意し、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立って行う。

(3) いじめの解消

「いじめの解消」とは、いじめられた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月以上）継続していることとする。また、「いじめの解消」を判断する時点において、いじめられた生徒が心身の苦痛を感じていないと認められることとする。

II いじめ防止対策組織について

いじめの兆候や懸念、生徒からの訴えに組織として対応するために、「いじめ・不登校対策委員会」を設置する（学校不適應等への対応を検討する「教育相談委員会」が「いじめ・不登校対策委員会」を兼ねることとする）。

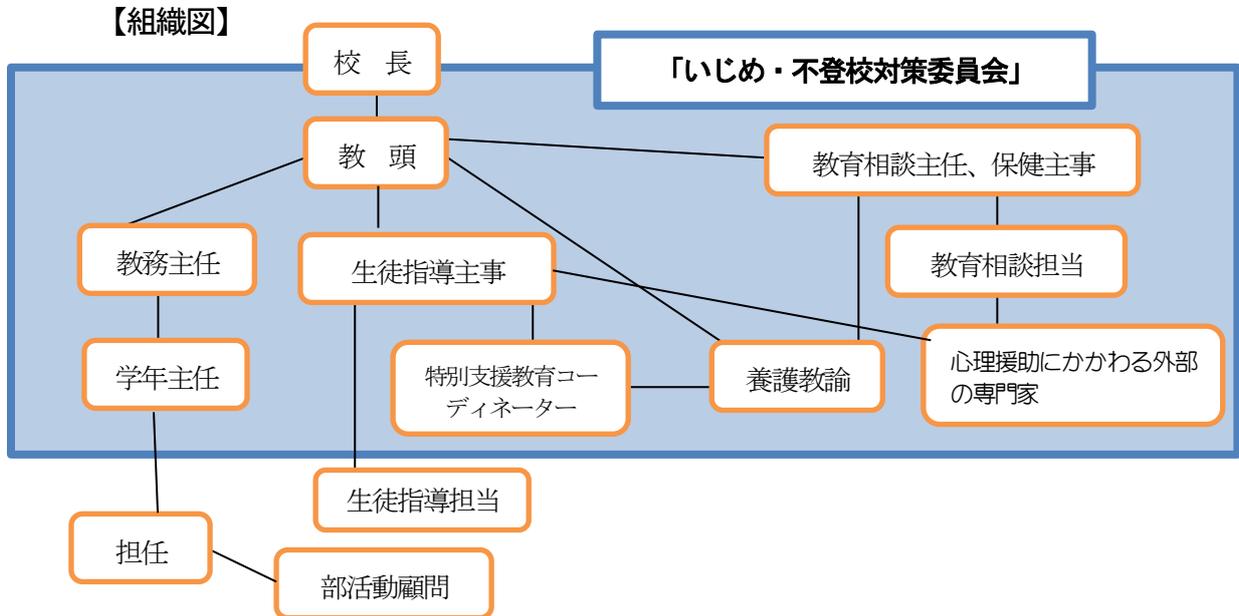
(1) 「いじめ・不登校対策委員会（教育相談委員会）」について

ア 委員会のメンバー

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、教育相談主任、学年主任、特別支援コーディネーター、養護教諭、教育相談担当（必要に応じて、心理援助に関わる外部の専門家（臨床心理士（スクールカウンセラー）、精神保健福祉士、保健師（保健所）など）にアドバイスをしてもらう）。

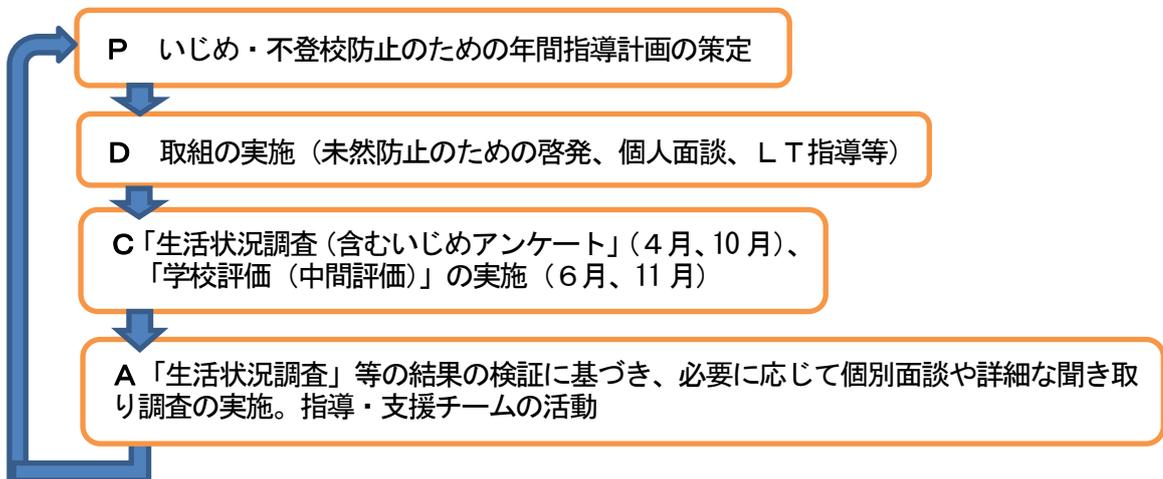
イ 指導・支援チーム

委員会が事案に応じて早期に適切な教員等をメンバーとする指導・支援チームを決定し、実際の対応を行わせる。原則として、指導・支援チームのリーダーは生徒指導主事、副リーダーは学年主任とし、チームを統括し、対応状況を適宜委員会に報告し、その指示を受ける。



(2) 「いじめ・不登校対策委員会」の役割や機能等

ア 取組の検証（PDCAサイクル）



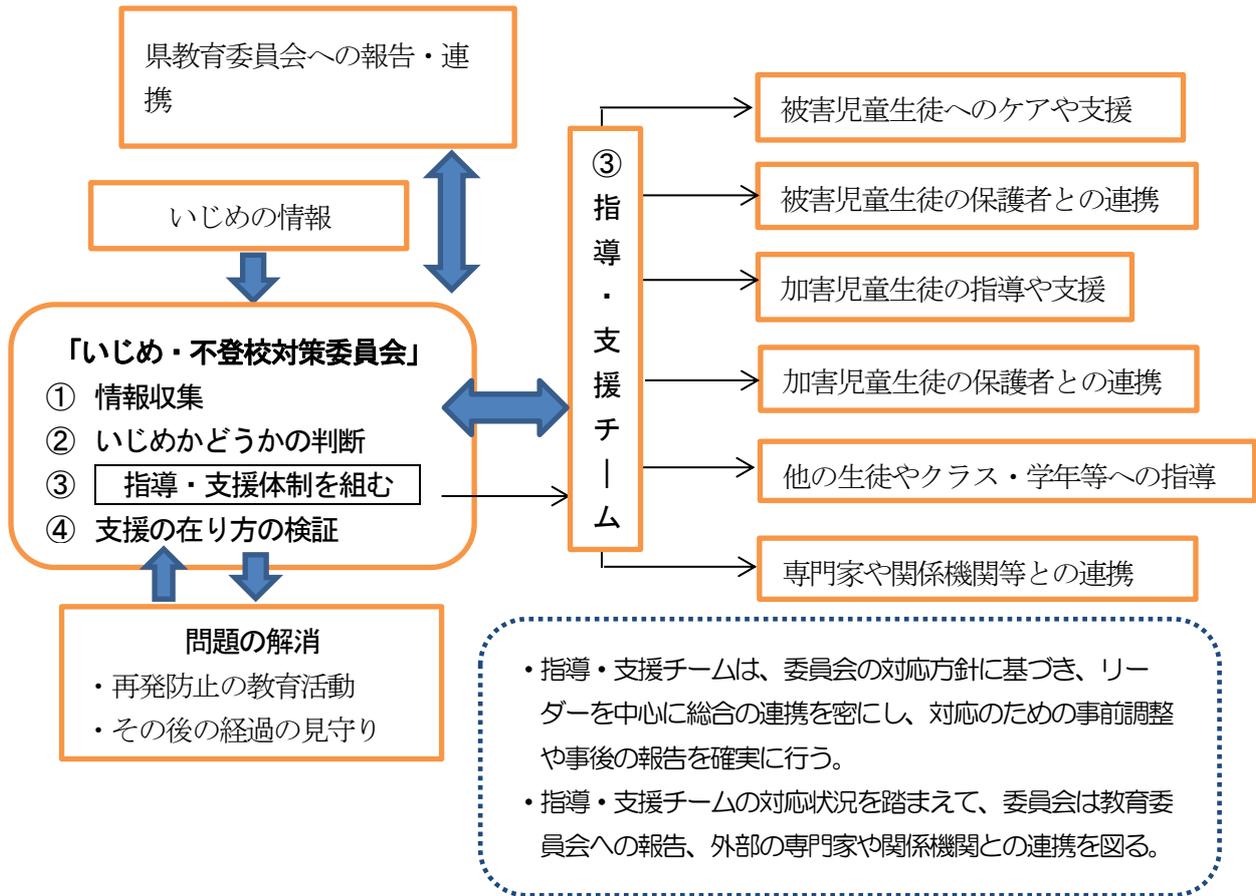
イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知と確認を行う。
- ・「いじめ・不登校対策委員会」で検討した内容を職員会議等で報告する。

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

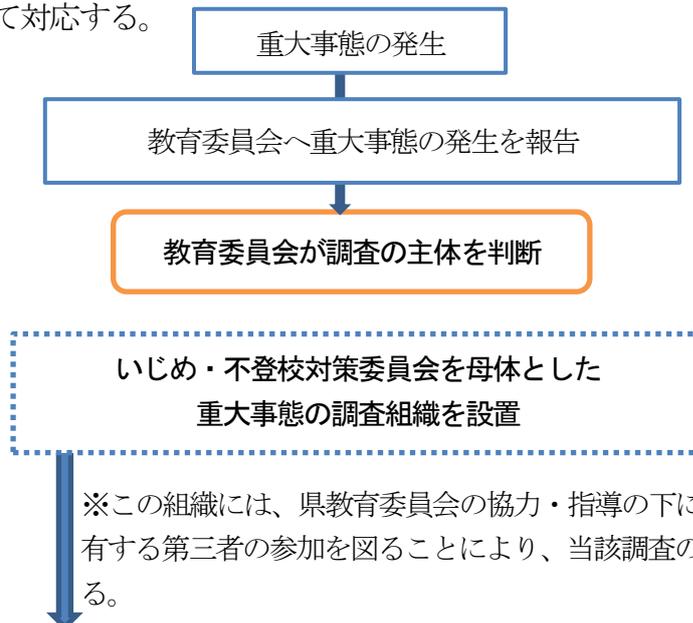
「学校いじめ防止基本方針」及び「自己評価」「学校関係者評価」結果を、学校経営案及び学校のホームページに掲載する。

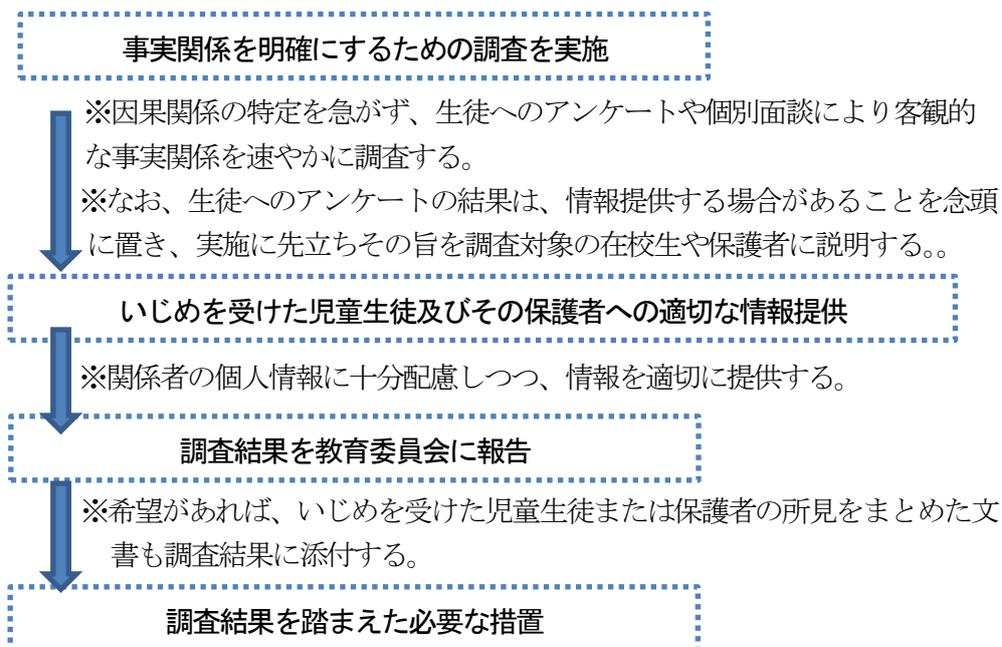
エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）



オ 重大事態への対応

生徒の生命、心身、財産に重大な被害が生じた疑いのあるときや、いじめにより当該生徒が長期間欠席を余儀なくされている疑いがあると認めるとき、及び生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」との申し立てがあるときなどの重大事態が生じた場合は、全日制・定時制とも速やかに教育委員会に報告し、文部科学省「不登校重大事態に係る調査の指針」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づいて対応する。





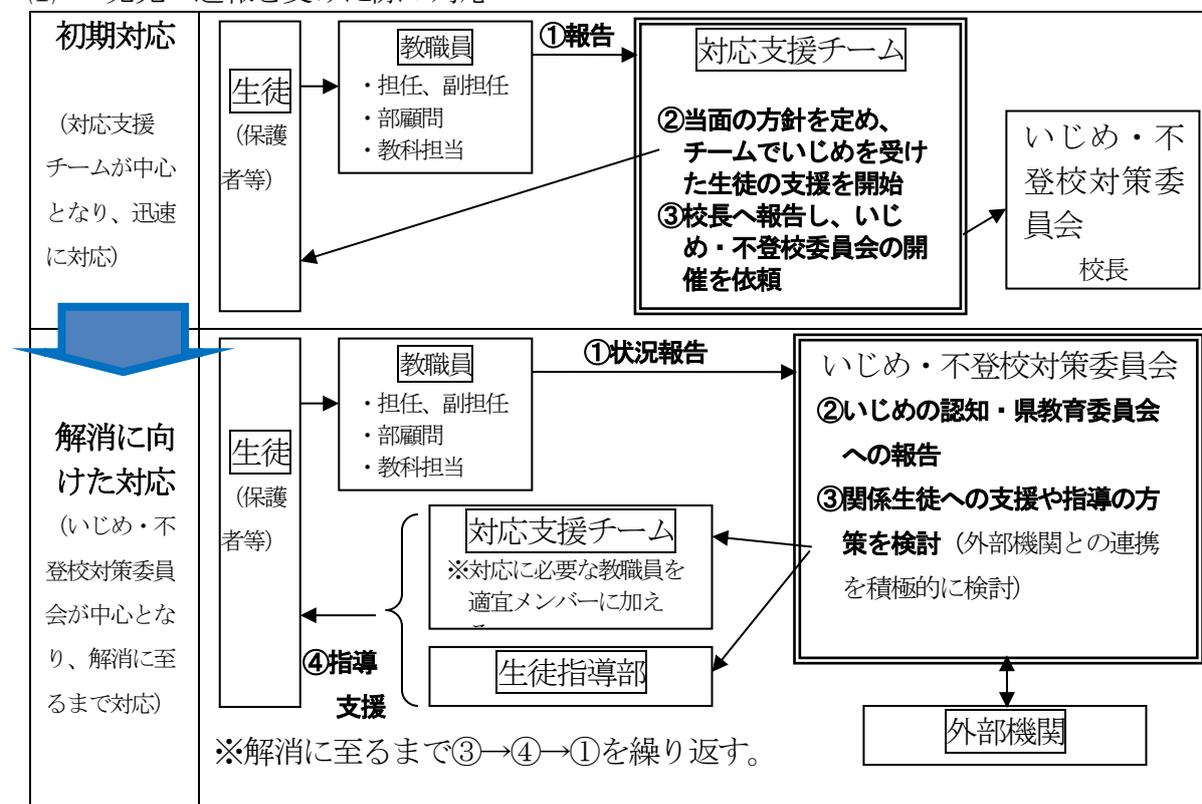
Ⅲ いじめの防止等に関する具体的な取組について

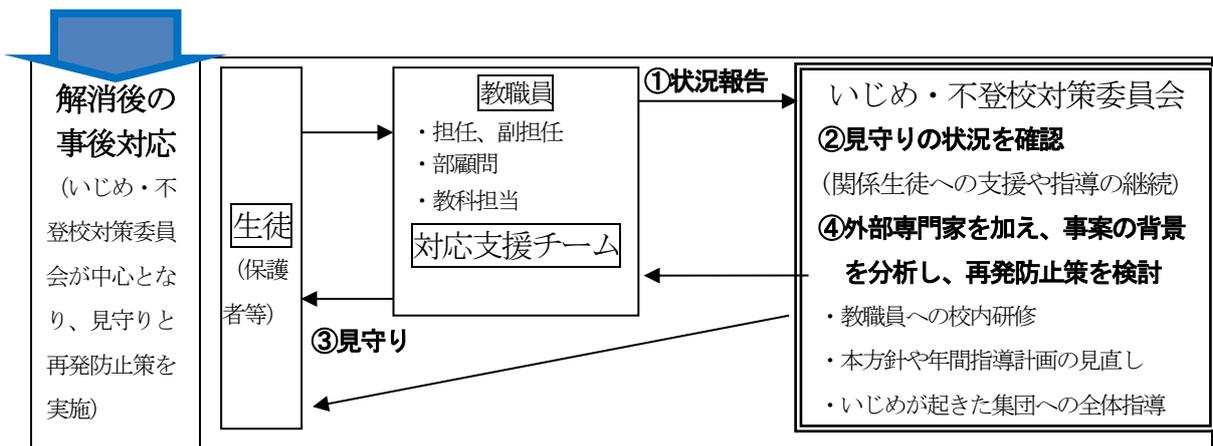
	学校の方針	学校としての取組	保護者・地域との連携
未然防止	ア 全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養う。 イ 教育活動全体を通して、道徳教育・情報モラル教育・人権教育の充実、体験活動の推進を図る。 ウ 授業改善を進め、分かりやすい授業づくりに努める。 エ 体罰はもとより教職員の不適切で差別的な行動がいじめを助長することのひびきよう、指導の在り方に細心の注意を払う。 オ 生徒同士の対等な話し合い関係の基礎であることを学び、日常生活で尊重できるようにこする。	○LTの時間人権について考える(年2回→LT計画参照)【教務部・学年会】 ○情報モラル教育→4月に携帯、スマホの使用のあり方について指導【生徒指導部・教務部・学年会】 ○わかる授業を目指した「授業改善」【教務部】 ○個人面談の実施【学年会】 ○学年別懇談会(5月)、保護者懇談会(6月)等で欠席生徒の多い生徒の状況や特別な支援を要する生徒を把握し、適切に支援する。【学年会・保健部・教育相談部】 ○健康調査の実施【保健部】 ○人権週間での取組 →人権講話【生徒指導部・学年会】 ○情報モラル教育→10月に講話【生徒指導部・教務部】	○学級評議員への学校行事・授業の公開 ○PTA委員会での情報交換(年4回)
早期発見	ア 教職員は、生徒のささいな兆候から、いじめを積極的に認知するよう努める。 イ いじめを認知またはその疑いがある場合、速やかに管理職に届け直ちに「いじめ・不登校対策委員会」を開き、組織的対応をはかる。 ウ 個人面談、「生徒等調査」の実施や	○相談活動の周知【教育相談部】 ○「相談箱」の設置(校内1か所)【教育相談部】 ○生活状況調査(いじめアンケートを含む)の実施(4月、10月)【保健部】 ○個人面談の実施(年3回…4月、9月、1月)【学年会】	○必要に応じ岡崎市保健所との連携(6月、11月)

	教育相談の充実を図る。	○特別な支援を要する生徒の人間関係に留意し、必要に応じて指導・支援を行う。【教育相談部・保健部・学年会】	
いじめに対する措置	<p>ア いじめの発見・通報を受けたら管理職がまず届け直ちに「いじめ・不登校対策委員会」で組織的対応を図る。</p> <p>イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。</p> <p>ウ 加害生徒の教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。</p> <p>エ 教職員、保護者、スクールカウンセラーや警察署等、専門家や関係機関等と連携して取り組む。</p> <p>オ いじめが起きた集団へはたらきかけ、いじめを見逃ごさない、生み出さない集団づくりを行う。</p> <p>カ ネット上のいじめへの対応は、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。日頃から情報モラル教育の充実を図る。</p>	○いじめ事案に対して組織的対応（Ⅱの(2)カ「いじめ事案への対応」参照）【いじめ・不登校対策委員会】	
点検・検証・見直し	○いじめへの対応について、その都度「いじめ・不登校対策委員会」で検証する。	○学術評価の評価項目とし、「中間評価」（6月、11月）及び「自己評価」（3月）を行い、「いじめ・不登校対策委員会」の支援の在り方を検証する。	○学校関係者評価委員会（3月実施）で「自己評価」の評価を行う。

Ⅲ いじめへの対応（事案発生時の対応） ～いじめが起きたら～

(1) 発見・通報を受けた際の対応





(2) いじめられた生徒・保護者への対応

- ア 生徒・保護者に寄り添った対応を心がけ、希望する支援などを聞き取る。
- イ 生徒の個人情報などには十分に配慮し、対応する。
- ウ 事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した事実は個人情報などに十分に配慮した上で、速やかに生徒・保護者に伝える。
- エ 生徒の信頼する友人や教員、家族などと連携して組織的に支援する。
- オ 安心して学習に取り組める環境について提案を行う。
- カ 外部専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）との連携を積極的に提案する。
- キ いじめた生徒との関係の改善に努め、いじめが解消したと思われる場合でも見守りを継続する。
- ク インターネット上の誹謗中傷等については警察と連携し、適切な支援を求める。

(3) いじめた生徒・保護者への対応

- ア いじめられた生徒・保護者の意向を確認しながら事実関係の聞き取りなどを行う。
- イ 事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した事実は個人情報などに十分に配慮した上で、速やかに保護者に伝え、適切な連携を図る。
- ウ いじめられた生徒・保護者の意向を確認しながら生徒の指導を行う。その際には、双方の個人情報などには十分に配慮し、対応する。また、指導措置は相手生徒に対する「心理的又は物理的な影響を与える行為」の内容によりいじめ・不登校対策委員会で検討する。
- エ 指導に当たっては、いじめた生徒の行為の背景に着目し、必要な支援も行う。
- オ 必要に応じて、外部専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）との連携を提案する。
- カ いじめられた生徒との関係の改善に努め、いじめが解消したと思われる場合でも見守りを継続する。
- キ インターネット上の行為については警察との連携への協力を促す。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ア いじめられた生徒・保護者の意向を確認しながら、第三者的な立場の生徒への事実確認の聞き取りなどを行う。その際には聞き取る生徒の保護者に十分な説明を行う。
- イ 事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した事実を当事者に伝える際には、第三者的な立場の生徒の個人情報などに十分に配慮する。

- ウ いじめが起きた集団内での背景に着目し、再発防止の措置をとる。
- エ 当事者たちの関係の改善に向けて協力するよう促す。
- オ インターネット上の行為については警察との連携への協力を促す。

IV 重大事態への対応

(1) 重大事態の要件（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- ア いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- イ いじめにより生徒が相当の期間（年間30日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ウ 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

(2) 基本的な対応の手順

重大事態が生じた場合は、速やかに県教育委員会に報告し、その後の対応は文部科学省「不登校重大事態に係る調査の指針」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に従う。